

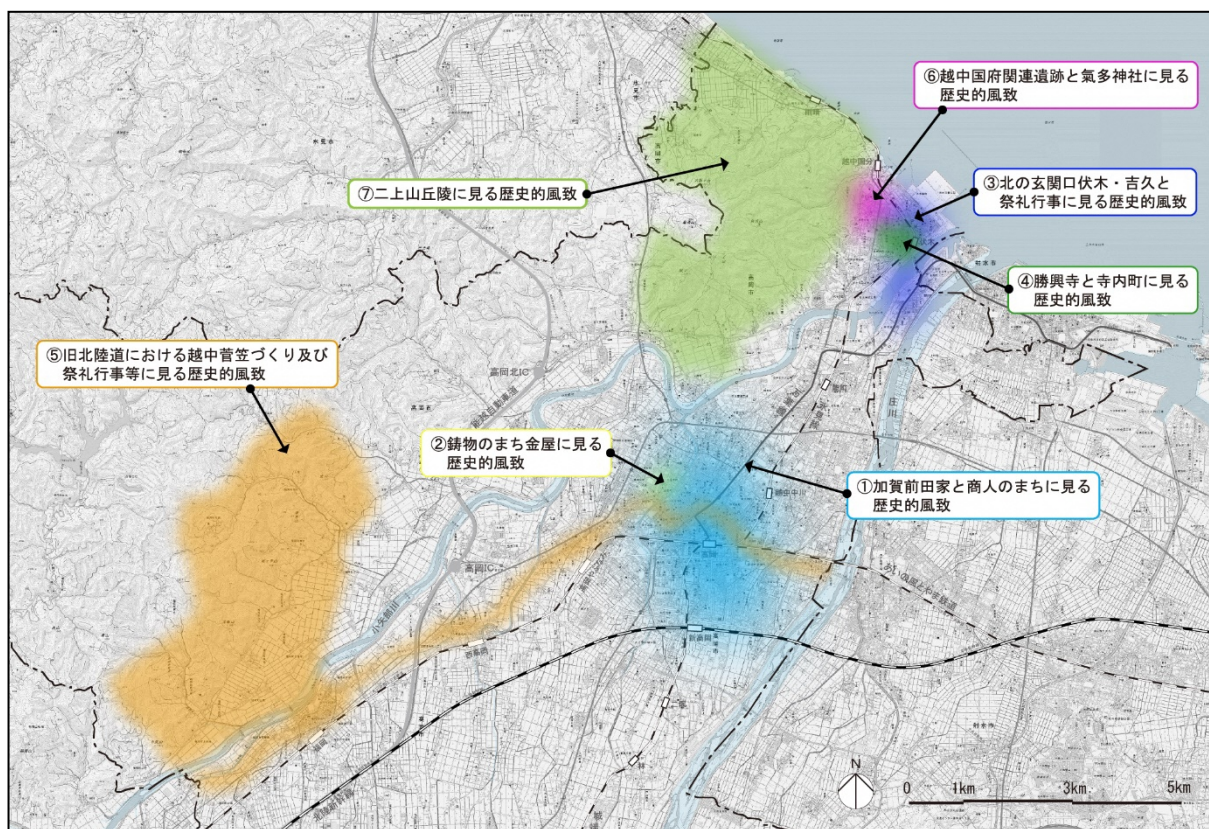
第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本市の維持及び向上すべき歴史的風致は、以下に図示するとおり、7つを見ることが出来る。

- ①加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致
- ②鑄物のまち^{かなや}金屋に見る歴史的風致
- ③北の玄関口^{ふしき}伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致
- ④勝興寺と寺内町^{じないちょう}に見る歴史的風致
- ⑤旧北陸道における越中^{ふくおか}菅笠^{すげがさ}づくり及び祭礼行事等に見る歴史的風致
- ⑥越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致
- ⑦二上山丘陵に見る歴史的風致



図：歴史的風致（市全域）

（2）重点区域の位置

重点区域は、重要文化財等として指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物が集まり、歴史的・地域的關係性に基づく一体性をもって良好な市街地環境を形成している範囲であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な範囲とする。

本計画における重点区域は、6つの歴史的風致のなかから、「歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事等の継承と育成」、「歴史的建造物等の積極的な保存と活用」、「歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和」に資する施策及び本市の歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域とし、「旧高岡町往来地区」、「伏木・吉久地区」、「太田地区」の3つの区域を設定する。

「旧高岡町往来地区」は、重点区域の要件である重要文化財建造物等として、瑞龍寺りゅうじぶつでん、法堂はっとう、山門さんもん（国宝）ほか7棟（重要文化財）、高岡城跡たかおかじょうあと（史跡）などの数多くの文化財が集積しており、重要伝統的建造物群保存地区である山町筋やまちょうすじ、金屋町かなやがある。形成されている歴史的風致は、「加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致」、「鋳物のまちかなやに見る歴史的風致」、「旧北陸道における越中福岡ふくおかの菅笠づくり及び祭礼行事等に見る歴史的風致」である。重点区域の範囲は、それぞれの歴史的風致における活動の範囲を包含する地区とする。

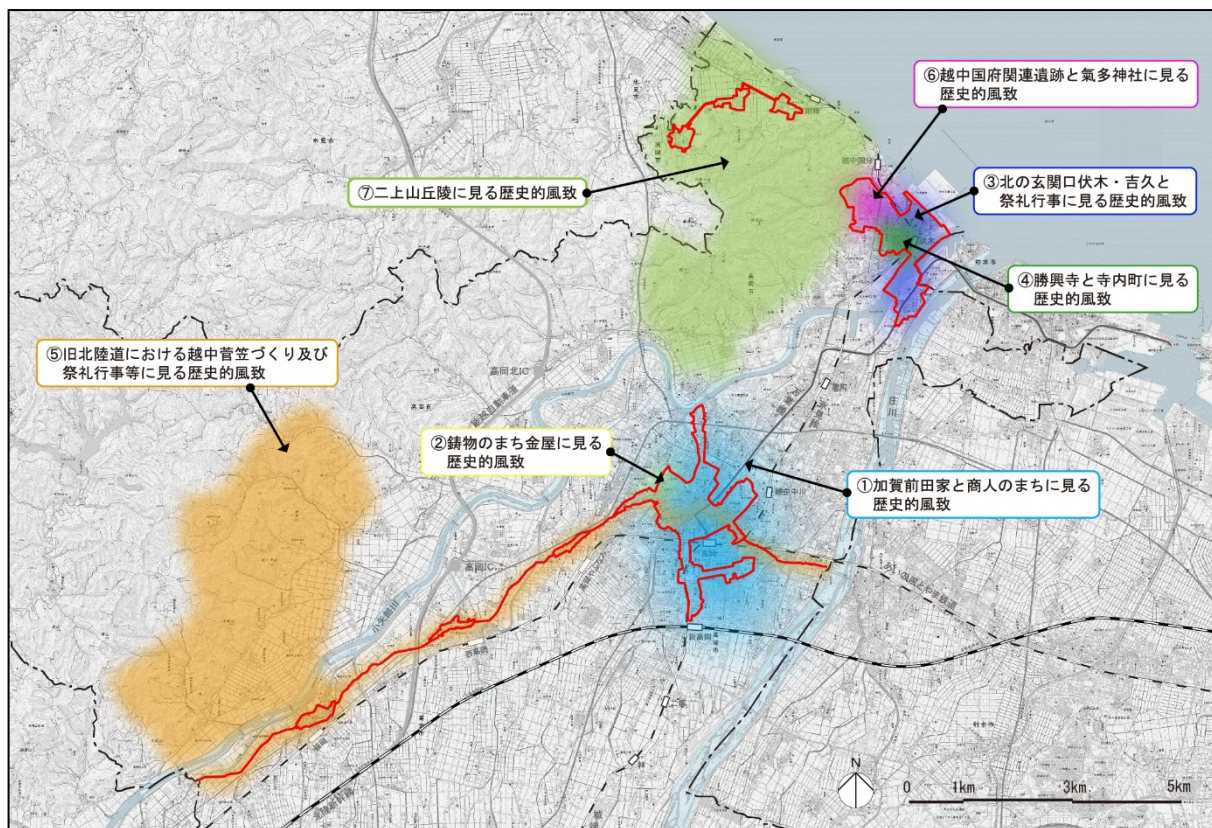
「伏木・吉久地区」では、重点区域の要件である重要文化財建造物等として、勝興寺しょうこうじ本堂、大広間及び式台（国宝）ほか10棟（重要文化財）、氣多神社本殿け た じん じゃ ほん でん（重要文化財）などのほか、重要伝統的建造物群保存地区である吉久よしひさがある。形成されている歴史的風致は、「北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致」、「勝興寺しょうこうじと寺内町じ ない ちょうに見る歴史的風致」、「越中国府関連遺跡け た じん じゃと氣多神社に見る歴史的風致」がある。重点区域の範囲は、歴史的、自然的背景を踏まえ旧伏木村や吉久を包含する地区とする。

「太田地区」は、重点区域の要件である重要文化財建造物等として、武田家住宅たけだ け じゅうたく（重要文化財）があり、形成されている歴史的風致は、「二上山丘陵ふたがみやまに見る歴史的風致」である。重点区域の範囲は、旧太田村おおたを包含する地区とする。

3つの地区ともに重要文化財建造物等のほか構成要素である数多くの文化財が集積し、良好な歴史的な景観を形成している。

また、第2期計画において「越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致」及び「二上山丘陵ふたがみやまに見る歴史的風致」の2つの歴史的風致が追加されたことにより、「伏木・吉久地区」については重点区域を拡大、「太田地区」は新たに重点区域として設定した。

なお、重点区域は今後の計画推進の過程で、本市の歴史的風致の維持及び向上に効果的な事象が生じた場合などは、随時見直していくものとする。



図：重点区域（市内全域）

（3）重点区域の区域、名称、面積

①重点区域の名称：旧高岡町往来地区

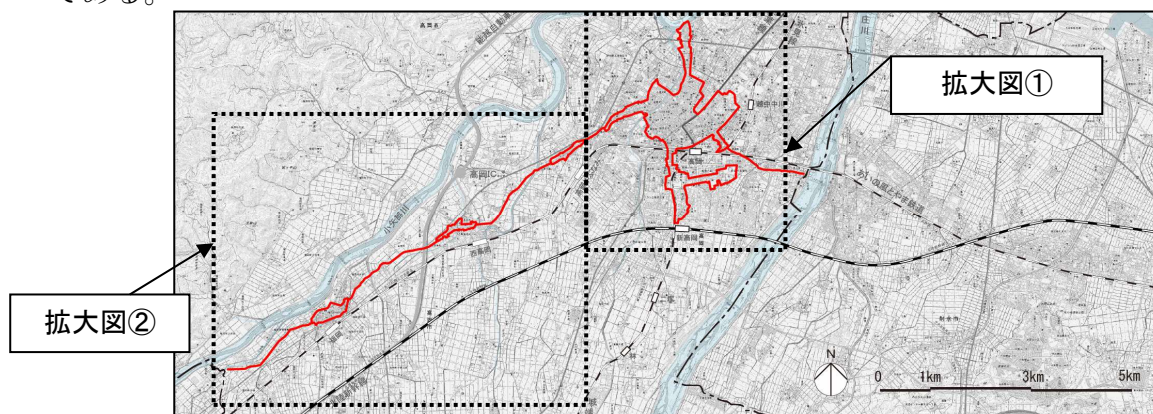
重点区域の面積：約 308ha

重点区域の範囲は、明和8年（1771）高岡町奉行小川八左衛門の『高岡町図之弁』や『高岡市史（上中下巻）』などにより示されている旧高岡町と住時の面影を残す旧北陸道と在郷町（和田、立野、福岡の一部）の区域を基本とする。

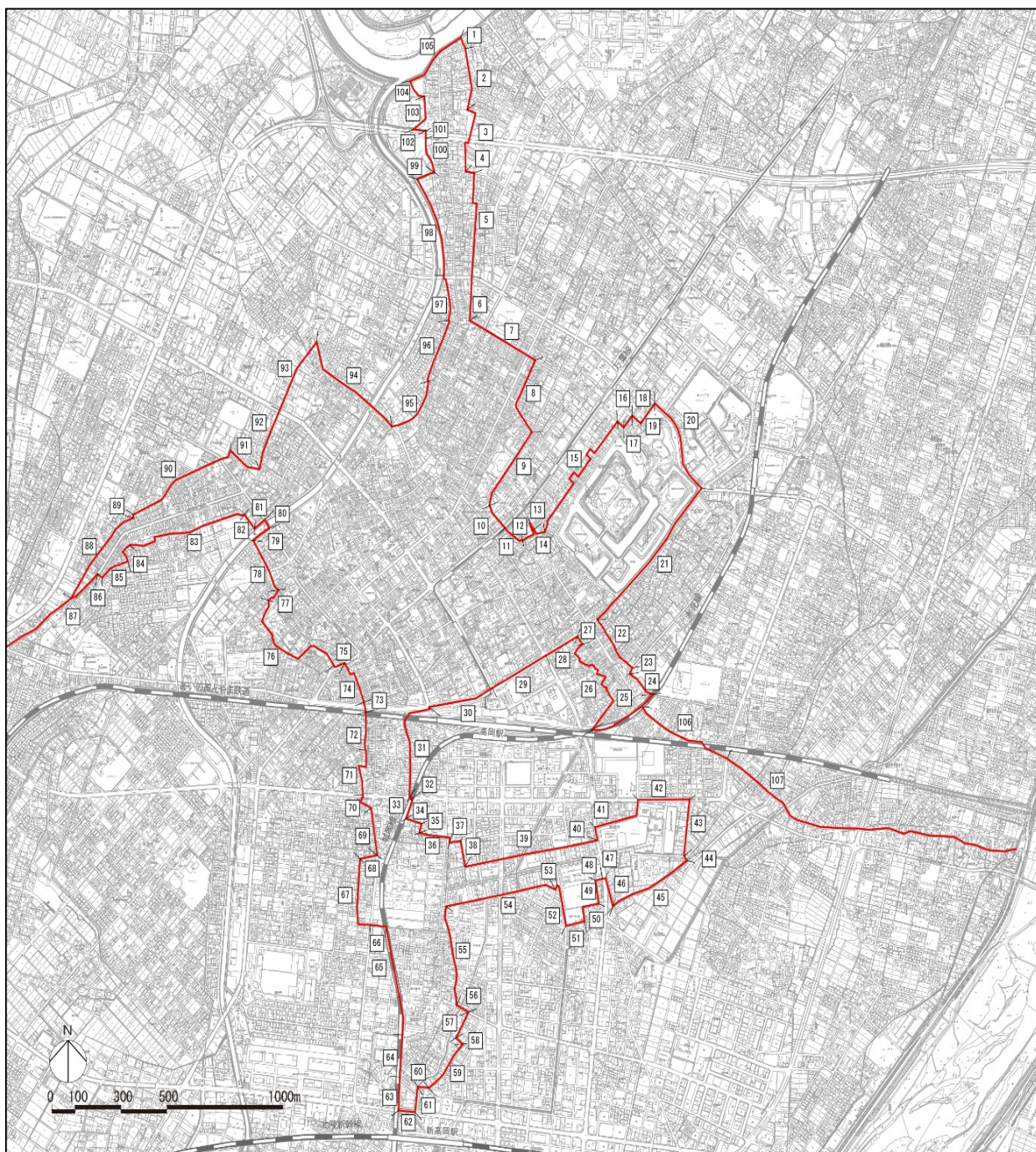
重点区域の要件である重要文化財建造物等は、瑞龍寺仏殿、法堂、山門（国宝）ほか7棟（重要文化財）、菅野家住宅（重要文化財）、高岡城跡（史跡）、前田利長墓所（史跡）、山町筋伝統的建造物群保存地区、金屋町伝統的建造物群保存地区などがあり、それらの構成要素となる文化財である筏井家住宅、佐野家住宅、五福町神明社本殿などの県、市指定文化財、国の登録有形文化財及び歴史的建造物を包含する区域とする。

また、都市計画の風致地区である「高岡公園風致地区」、「瑞龍寺風致地区」、「前田公園風致地区」の範囲及び高岡市景観計画において景観形成重点地区に指定している「池の端通り地区」、「旧北陸街道福岡地区」と富山県景観条例に基づく景観づくり住民協定を締結している「坂下町通り地区」の範囲を包含する区域とする。

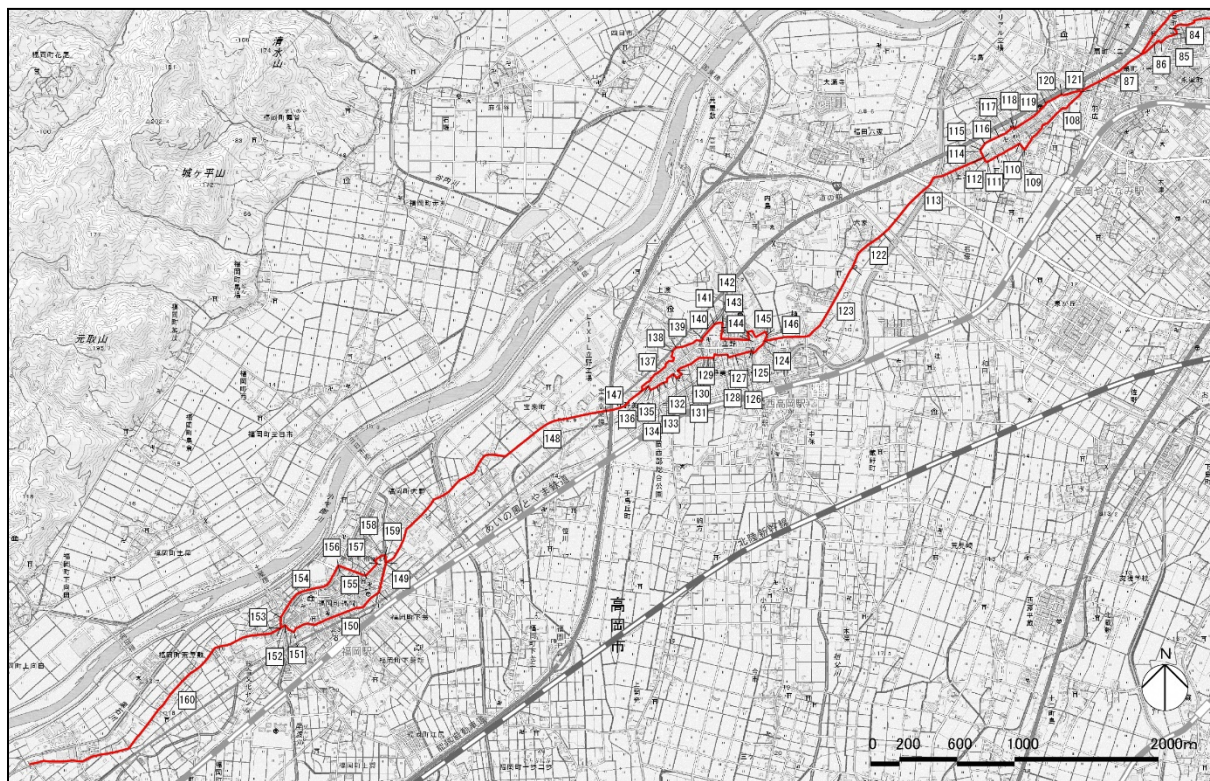
なお、歴史的風致は前述のとおりとし、「加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致」の活動である高岡御車山祭に関連するもの、五福町神明社における秋季祭礼行事に関連するもの、御書祭に関連するもの、前田利長公顕彰祭に関連するもの、「鑄物のまち金屋に見る歴史的風致」の活動である鑄物づくりに関連するもの、御印祭に関連するもの、「旧北陸道における越中福岡の菅笠づくり及び祭礼行事等に見る歴史的風致」の活動である菅笠づくりに関連するもの、旧北陸道に継承されてきた祭礼行事等に関連するものを包含する区域とする。それぞれの歴史的風致は、近世からの高岡の発展と、高岡の発展に伴って隆盛した町並みや人々の営みによるものであり、一体的に捉えるとともに、重点区域の設定に有機的に結び付けるものである。



図：重点区域（旧高岡町往来地区 全体図）



図：重点区域（旧高岡町往来地区 拡大図①）



図：重点区域（旧高岡町往来地区 拡大図②）

1	開発本町と木町の境界	55	南部107号線	108	長江用水
2	開発本町5号線	56	神主町出来田1号線	109	上北島和田線
3	開発本町と木町、地子木町の境界	57	南部65号線	110	上北島1号線
4	あわら町五福町2号線	58	南部77号線	111	上北島1号線と上北島若生町1号線の結線
5	五福町開発本町1号線	59	南部64号線	112	上北島若生町1号線
6	京町1号線	60	南部81号線	113	一般県道立野鴨島線
7	丸の内京町2号線	61	南部70号線	114	北島と福田の境界
8	米島用水（暗渠）	62	南部105号線	115	水路
9	三番町丸の内線	63	南部81号線	116	北島21号線
10	本町1号線	64	上関町13号線	117	北島12号線
11	大手町4号線	65	JR城端線	118	和田内島線
12	大手町6号線	66	上関用水	119	北島11号線
13	大手町9号線	67	上関町7号線	120	国道8号
14	大手町と本丸町の境界	68	清水町三丁目上関町線	121	長江用水
15	「池の端通り景観形成重点地区」の境界	69	主要地方道高岡庄川線	122	六家15号線
16	本丸町8号線	70	蓮美町と関町の境界	123	立野六家線
17	本丸町2号線	71	清水町二丁目と関町、大鋸屋町の境界	124	水路
18	「池の端通り景観形成重点地区」の境界	72	大工中町大鋸屋町線	125	主要地方道高岡砺波線
19	本丸町3号線	73	白金町八丁目と白金町九丁目の境界	126	立野6号線
20	主要地方道富山高岡線	74	白金町5号線	127	立野美鳥町一丁目6号線
21	一般県道中川南町線	75	国道156号	128	立野と立野美鳥町一丁目の境界
22	定塚町と中川町の境界	76	南幸町博労本町2号線	129	立野8号線の延長
23	定塚町中川本町線	77	旅籠町博労本町線	130	立野8号線
24	定塚町と中川町の境界	78	博労町中島町線	131	水路
25	JR氷見線	79	千保川右岸1号線	132	雲照寺の敷地境界
26	定塚町と東下関の境界	80	一般県道立野鴨島線	133	水路
27	定塚町線	81	千保川左岸1号線	134	立野美鳥町三丁目1号線と水路の結線
28	一般県道中川南町線	82	横田町一丁目1号線	135	立野美鳥町三丁目1号線
29	主要地方道高岡小杉線	83	横田町一丁目千石町線	136	平成町立野美鳥町三丁目1号線
30	一般県道中川南町線	84	千石町南4号線	137	西筋と西堂島の境界
31	関大町大工中町2号線	85	羽広二丁目横田町一丁目線	138	国道8号
32	北島駅南一丁目線	86	千石町南5号線	139	水路
33	駅南24号線	87	一般県道立野鴨島線	140	中川
34	駅南26号線	88	横田町二丁目千石町線	141	長久寺の敷地境界
35	駅南52号線	89	横田本町横田町二丁目線	142	立野2号線
36	駅南27号線	90	横田町二丁目金屋町線	143	立野3号線
37	駅南36号線	91	金屋町横田町三丁目1号線	144	主要地方道高岡砺波線
38	駅南28号線	92	昭和町三丁目金屋町線	145	高岡市立五位中学校の敷地境界
39	駅南40号線	93	昭和町一丁目内免四丁目線	146	柴野内島4号線
40	主要地方道高岡小杉線	94	片原町本郷一丁目線	147	立野笹川2号線
41	駅南49号線	95	大町川原町線	148	一般県道岡笹川線
42	主要地方道高岡青井谷線	96	大町京町3号線	149	菘川線
43	大野8号線	97	大町京町3号線と千保川右岸4号線の結線	150	中島線
44	大野井口本江線	98	千保川右岸4号線	151	福岡町福岡福岡町下養新1号線
45	国方用水	99	内免三丁目地子木町線	152	一般県道岡笹川線
46	芳野問屋町1号線	100	内免と地子木町、木町の境界	153	主要地方道押水福岡線
47	主要地方道高岡小杉線	101	木町と地子木町の結線	154	岸渡川線
48	南部36号線	102	国道8号	155	福岡・下老子線
49	南部19号線	103	高岡市木町5-5の敷地境界	156	稗島・四十万線
50	南部20号線	104	木町7号線	157	四十万線
51	南部38号線	105	小矢部川	158	福岡霊園の敷地境界
52	南部25号線	106	定塚町大野線	159	菘川線
53	南部27号線	107	大野蓮花寺線	160	一般県道岡笹川線
54	南部37号線				

表：重点区域「旧高岡町往来地区」の境界リスト

重点区域の境界について、^{かいほつほんまち}開発本町と^{きまち}木町の境界を南下し、^{かいほつほんまち}開発本町5号線、^{きょう}京町1号線等を通り、^{さんばんまちまる}三番町丸の内線まで進む。^{ほんまち}本町1号線等を東へ進み、「池の端通り景観形成重点地区」の境界に沿って北東に進む。主要地方道富山高岡線を通り、一般県道中川南町線を南下する。^{なかがわみなみちよう}定塚町と^{じようづかまち}中川町の境界、^{なかがわまち}JR氷見線を通り、^{ひみ}定塚町と^{じようづかまち}東下関の境界等に沿って北上する。^{なかがわみなみ}定塚町線から一般県道中川南線、^{せき}関大町大工中町2号線に進み、^{えきなん}駅南24号線へと合流する。^{えきなん}駅南26号線等を通り、主要地方道高岡青井谷線に沿って進み、^{あおいだに}大野8号線、^{おおの}国方用水等を西へ進む。^{くにかた}南部37号線等を通り、^{なんぶ}南部107号線を南下する。^{なんぶ}神主町出来田1号線等を経て、^{なんぶ}南部105号線へと合流する。^{じようはな}JR城端線等を通り、^{しろがねまち}あいの風とやま鉄道まで北上する。^{しろがねまち}白金町5号線、^{みなみさいわいまちぼくろうほんまち}南幸町博労本町2号線等を通り、一般県道立野鴨島町線等を経て、^{よこた}横田町一丁目千石町線を西へ進む。^{よこた}横田町二丁目千石町線等を経て、^{おおまちかわら}大町川原線を北上する。^{おやべがわ}千保川右岸4号線等を北上し、最後に^{おやべがわ}小矢部川を東へ進む範囲とする。

^{わだ}和田、^{たての}立野、^{ふくおか}福岡の一部の^{ざいごうち}在郷町を包容しながら、^{ほくりくどう}旧北陸道を^{おやべ}小矢部市境まで進んだ範囲とする。それぞれの^{ざいごうち}在郷町の区域について、まず、^{わだ}和田は、^{ながえ}長江用水を南下し、^{かみきたじま}上北島和田線、^{かみきたじまわかいちよう}上北島若生町1号線等を通り、^{きたじま}北島と^{ふくた}福田の境界、^{きたじま}水路、^{きたじま}北島21号線を通り、^{きたじま}北島12号線等に沿って進み、^{ながえ}長江用水を東へ進んだ範囲とする。

^{たての}立野については、^{となみ}水路、主要地方道高岡砺波線、^{たての}立野6号線等を通り、^{うんしょうじ}雲照寺の敷地境界、^{ちようきゆうじ}水路まで西へ進む。そこから^{ちようきゆうじ}国道8号、^{しばのうちのま}長久寺の敷地境界等を通り東へ進み、^{しばのうちのま}柴野内島4号線まで進んだ範囲とする。

^{ふくおか}福岡の一部については、^{みのかわ}叢川線、^{なかじま}中島線等を通り、一般県道岡笹川線まで西へ進む。そこから、主要地方道押水福岡線、^{おしみずふくおか}岸渡川線等を通り、^{がんどがわ}福岡霊園の敷地境界まで東へ進んだ範囲とする。

②重点区域の名称：伏木・吉久地区

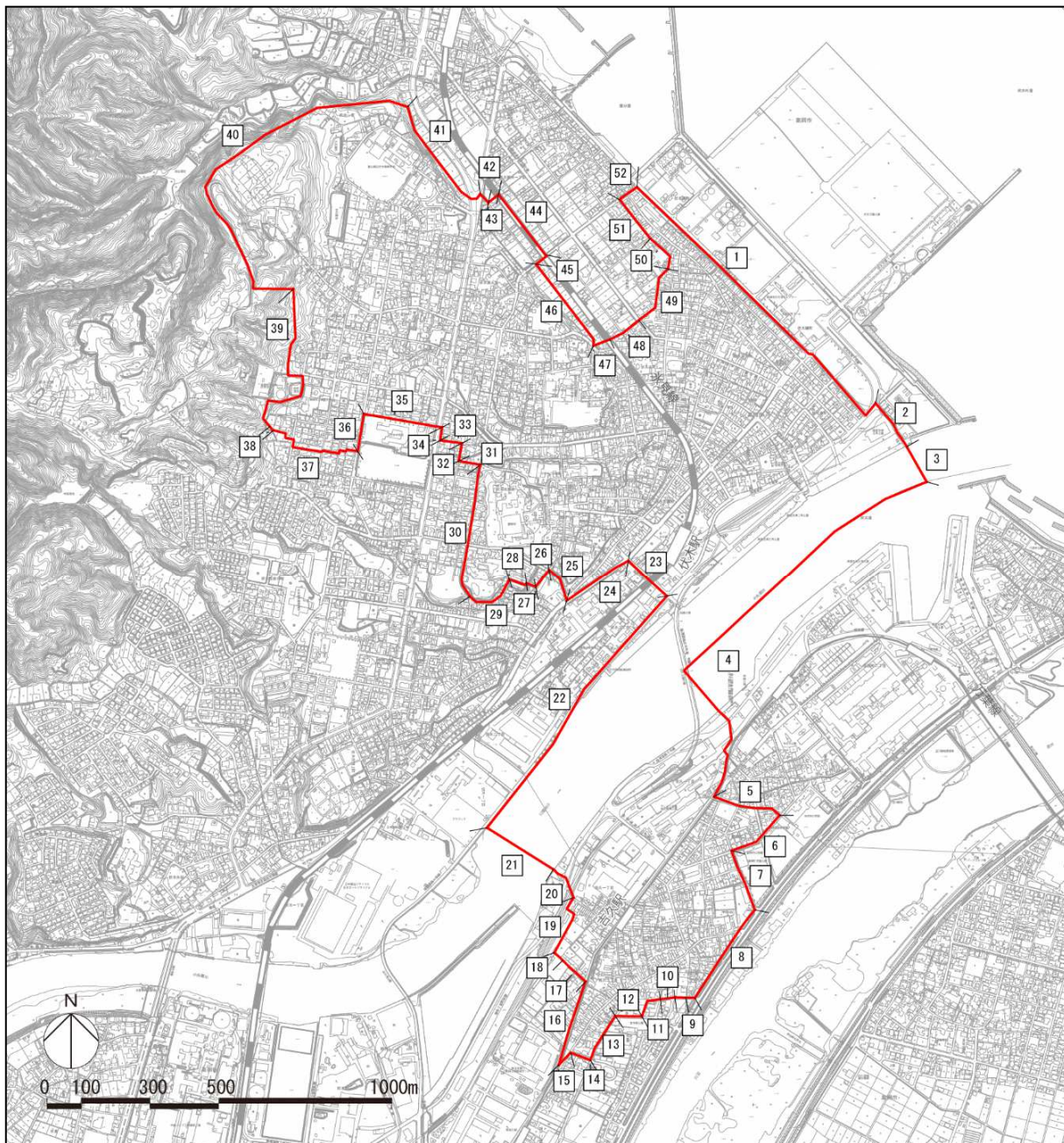
重点区域の面積：約 213ha

重点区域の範囲は、「伏木港之絵図 藤井家文書（弘化4年（1847））」や「石黒信由作図 伏木古府、串岡村境界明示の図（享和3年（1803））」で示されている旧伏木村や吉久と「富山県射水郡伏木町大字伏木古国府町地引絵図面（明治20年（1887）頃）」に見ることのできる勝興寺寺内町の範囲を基本とする。

重点区域の要件である重要文化財建造物等は、勝興寺本堂、大広間及び式台（国宝）ほか10棟（重要文化財）、氣多神社本殿（重要文化財）、吉久伝統的建造物群保存地区などがあり、それらの構成要素となる文化財である高岡商工会議所伏木支所、能松家住宅（主屋）、越中国分寺跡、旧秋元家住宅などの県、市指定文化財、国の登録有形文化財を包含する区域とする。

また、都市計画の風致地区である「勝興寺風致地区」の範囲を包含する区域とする。

なお、歴史的風致は前述のとおりとし、「北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致」の活動である伏木神社の春季例大祭の祭礼行事に関連するもの、吉久神明社の秋季例大祭に関連するもの、「勝興寺と寺内町に見る歴史的風致」の活動である御満座法要及び勝興寺の諸行事に関連するもの、「越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致」の活動である氣多神社の春季例大祭に関連するものの範囲を包含する区域とする。それぞれの歴史的風致は、恵まれた立地から日本海側でも有数の港として発展した伏木を中心に広がりがみられ、勇壮な様と称されながら継承される固有の祭礼行事等にその影響がみられることから、一体的に捉えるとともに、重点区域の設定に有機的に結び付けるものである。



図：重点区域（伏木・吉久地区）

1	臨港道路3号線	27	伏木古府二丁目10号線と伏木古府二丁目13号線の結線
2	ふ頭内道路4号線	28	伏木古府二丁目13号線
3	ふ頭内道路4号線の延長	29	伏木古府二丁目13号線と伏木東一宮伏木古府二丁目2号線の結線
4	高岡市と射水市の市界	30	伏木東一宮伏木古府二丁目2号線
5	富岡町9号線	31	伏木東一宮23号線
6	富岡町6号線	32	伏木東一宮伏木古府二丁目1号線
7	富岡町4号線	33	伏木東一宮19号線
8	国道415号	34	国道415号
9	吉久三丁目4号線	35	伏木古府三丁目2号線
10	吉久さくら台4号線	36	伏木古府三丁目伏木一宮二丁目1号線
11	吉久二丁目と吉久三丁目との境界	37	伏木一宮一丁目と伏木古府三丁目の境界
12	吉久さくら台1号線	38	伏木矢田と伏木一宮一丁目の境界
13	吉久二丁目8号線	39	伏木一宮と伏木一宮一丁目の境界
14	吉久二丁目14号線	40	伏木一宮地内
15	吉久二丁目吉久三丁目線	41	伏木国分二丁目と伏木一宮二丁目の境界
16	一般県道堀岡新明神能町線	42	伏木本町伏木国分一丁目2号線
17	吉久一丁目8号線	43	伏木本町伏木国分一丁目2号線と水路の結線
18	市道と水路との結線	44	水路
19	水路	45	伏木本町伏木東一宮2号線
20	市道と小矢部川との結線	46	伏木本町伏木国分一丁目2号線
21	旧伏木橋の架橋跡	47	水路
22	臨港道路1号線	48	伏木本町17号線
23	臨港道路6号線	49	伏木本町3号線
24	主要地方道伏木港線	50	伏木本町10号線
25	伏木古府一丁目伏木古府二丁目1号線	51	水路
26	伏木古府二丁目10号線	52	伏木国分一丁目1号線

表：重点区域（伏木・吉久地区）の境界リスト

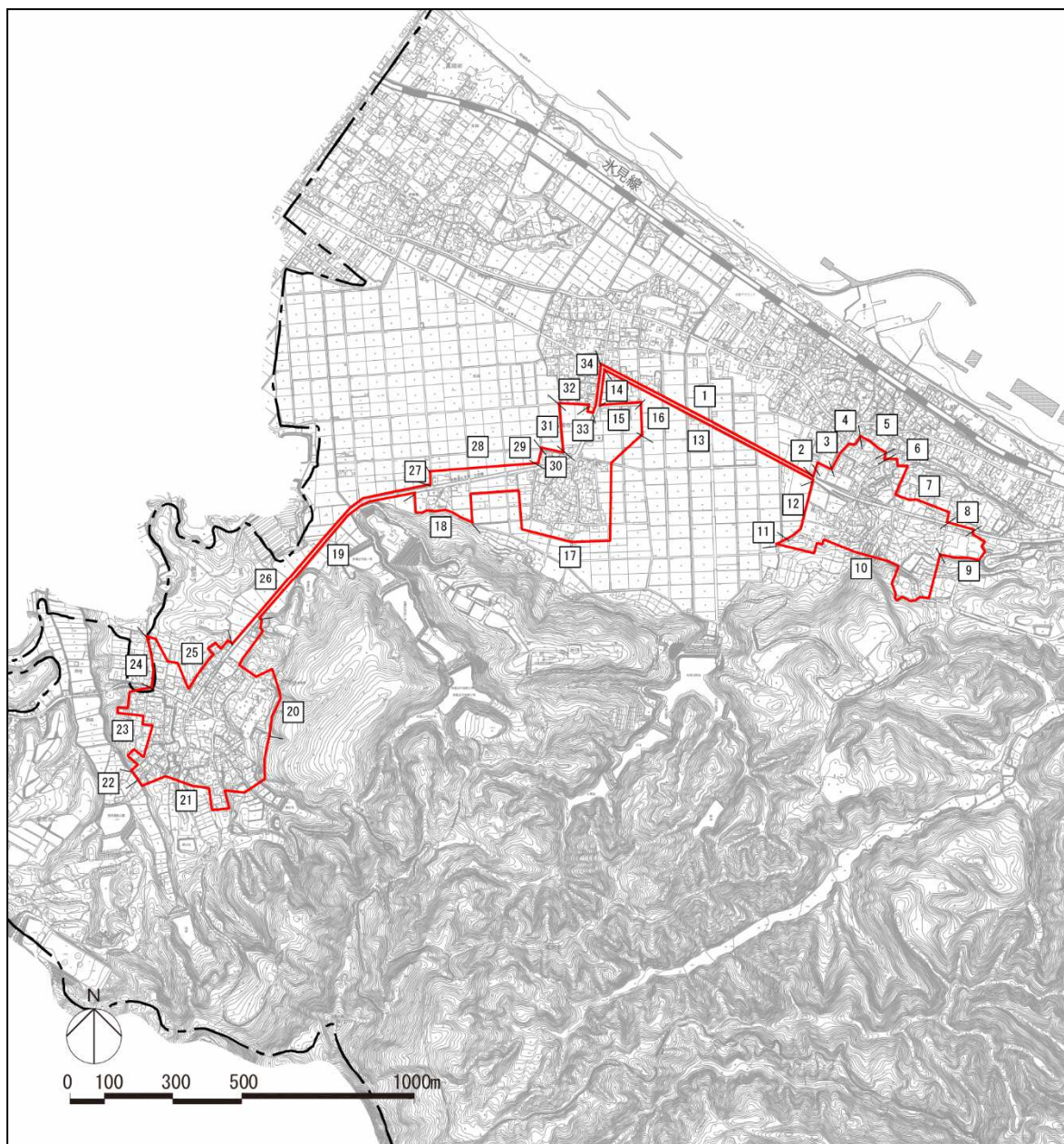
重点区域の境界について、臨港道路3号線を南東へ進み、ふ頭内道路4号線を通って、小矢部川にある高岡市と射水市の市境を南下する。富岡町9号線、富岡町6号線、富岡町4号線、国道415号、吉久三丁目4号線、吉久さくら台4号線、吉久2丁目と吉久3丁目との境界、吉久さくら台1号線、吉久二丁目8号線、吉久二丁目14号線、吉久二丁目吉久三丁目線を通して、一般県道堀岡新明神能町線を北上する。吉久一丁目8号線、水路等を通り、旧伏木橋の架橋跡を北西に進む。臨港道路1号線を北上し、臨港道路6号線、主要地方道伏木港線、伏木古府一丁目伏木古府二丁目1号線等を西へ進む。伏木東一宮伏木古府二丁目2号線を北に進み、伏木東一宮23号線、伏木古府三丁目2号線等を通り、伏木古府三丁目伏木一宮二丁目1号線を南下する。伏木一宮一丁目と伏木古府三丁目の境界を通り、伏木一宮と伏木一宮一丁目の境界等を進む。伏木国分二丁目と伏木一宮二丁目の境界、伏木本町伏木国分一丁目2号線等を南東へ進み、伏木本町17号線、伏木本町3号線を進む。伏木本町10号線、水路を通り、最後に伏木国分一丁目1号線を北進する範囲とする。

③重点区域の名称：太田地区

重点区域の面積：約43ha

重点区域の範囲は、旧太田村^{おおた}を包括する範囲を基本とする。重点区域の要件である重要文化財建造物等は、武田家住宅^{たけだけじゅうたく}（重要文化財）があり、それを包含する区域とする。

なお、歴史的風致については前述のとおりとし、「二上山丘陵^{ふたがみやま}に見る歴史的風致」の活動である開山忌^{かいざんき}とたけのこ料理^{たけのこ}に関連するもの、二上射水神社^{ふたがみいみずじんじや}の春季例大祭に関連するものの範囲を包含する区域とする。



図：重点区域（太田地区）

1	国道415号	18	水路
2	太田9号線	19	一般県道仏生寺太田線
3	太田53号線	20	西谷内の字界
4	太田53号線と太田8号線の結線	21	西谷内地内
5	太田8号線	22	西田5号線
6	太田6号線	23	西田地内
7	櫻谷地内	24	高岡市と氷見市の市界
8	国道415号	25	西田地内
9	櫻谷の字界	26	一般県道仏生寺太田線
10	旦保地内	27	太田38号線
11	旦保の字界	28	山岸地内
12	太田9号線	29	山岸の字界
13	国道415号	30	太田46号線
14	一般県道仏生寺太田線	31	水路
15	太田28号線	32	太田29号線
16	太田22号線	33	太田29号線と一般県道仏生寺太田線の結線
17	山岸地内	34	一般県道仏生寺太田線

表：重点区域「太田地区」の境界リスト

重点区域の境界について、国道415号より、^{おおた}太田9号線、^{おおた}太田53号線、^{おおた}太田8号線等を経て、^{さくらだに}櫻谷地内を東に進む。^{たんぼ}旦保地内、^{おおた}太田9号線等を通り、国道415号を西に進み、^{ぶっしょうじおおた}一般県道仏生寺太田線、^{おおた}太田28号線、^{おおた}太田22号線、^{やまぎし}山岸地内、水路を通り、^{ぶっしょうじおおた}一般県道仏生寺太田線を南に進む。^{にしやち}西谷内地内、^{さいだ}西田地内等を経て、高岡市と^{ひみ}氷見市との市境を北上し、^{ぶっしょうじおおた}一般県道仏生寺太田線と合流する。^{ぶっしょうじおおた}一般県道仏生寺太田線を北東へ進み、^{おおた}太田38号線、^{おおた}太田46号線、^{おおた}太田29号線等を通り、最後に国道415号と合流する範囲とする。

2 重点区域の指定の効果

「旧高岡町往来地区」は、開町以来または藩政期半ばから、加賀藩の庇護^{ひご}や奨励を受け、町民自身のたゆまぬ努力によって発展してきたという歴史的背景を有しており、その歴史と伝統を反映した人々の営みが今も継承され、これに伴って歴史的建造物が集積し、歴史的な町並みが形成されている。

「伏木^{ふしき}・吉久^{よしひさ}地区」は、北前船の寄港地^{きたまえぶね}、小矢部川^{おやべがわ}の河口という立地を活かした舟運によって発展し、また継承されてきたという歴史的背景を有しており、固有の祭礼・年中行事等や往時を物語る歴史的建造物が今も残り、歴史的な町並みが形成されている。

「太田^{おおた}地区」は、二上山丘陵^{ふたがみやま}に見る歴史的風致が形成されており、東峰と西峰の二峰を有する二上山^{ふたがみやま}の秀麗な姿と、その自然に根差して発展してきた農村的性格が残っている。

したがって、これらの歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することは、広く市民が本市の歴史と伝統を再認識するきっかけとなり、また、先人たちのたゆまぬ努力の結晶に触れることによって、これらを後世に継承していくことの意味を理解する一助となり、今日的な知恵と工夫、創造と革新をもって、本市を発展させていくことにつながると期待できる。

また、歴史的風致の要素一つひとつは、本市の観光戦略における重要な観光資源でもあることから、本市を訪れる観光客の増大と滞在時間の拡大が見込まれ、歴史と文化を活かした多様なサービスを提供する機会が増すとともに、新たな産業需要が創出され、市全域の活性化にもつながることが期待される。

3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法の活用

①区域区分及び用途地域

本市は、富山高岡広域都市計画区域（高岡市、富山市、射水市の一部）及び福岡都市計画区域の2つの都市計画区域を持つ。富山高岡広域都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分されている。このうち、重点区域「旧高岡町往来地区」については、中心市街地が富山高岡広域都市計画区域の市街化区域に属し、福岡は福岡都市計画に属している。重点区域「旧高岡町往来地区」の用途地域としては、概ね、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域となっている。また、重点区域「伏木・吉久地区」は、全域が富山高岡広域都市計画区域の市街化区域に属しており、用途地域としては、概ね、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域となっている。重点区域「太田地区」については、全域が富山高岡広域都市計画区域の市街化調整区域に属している。

これらの重点区域については、ほぼ用途地域が設定されており、歴史的地理的条件等による建築物の用途及び形態の制限が行われているが、前述の重点区域における景観計画の推進や市民意識の高揚に従い、より明確かつ強制力のある景観形成を図る必要があると認める場合は、高度地区や景観地区等の活用も検討していく。

②伝統的建造物群保存地区

重点区域「旧高岡町往来地区」を構成する要素のひとつである山町筋は、江戸期の始めに成立した城下町の骨格を踏襲しながら、明治33年（1900）の大火後に当時の都市防災計画にしたがって再興された町である。重厚かつ繊細な意匠をもつ土蔵造りの町家を中心に、洋風建築等の伝統的建造物が建ち並び、特色のある歴史的景観を良く伝えているとして、平成12年（2000）に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

また、高岡開町にあたって7人の鋳物師が土地や御印を利長より与えられ、高岡鋳物発祥の地となった金屋町は、真壁造りの主屋や作業場や土蔵など鋳物製造に関わる建物がともに良く残り、特色のある歴史的風致を良く伝えているとして、平成24年（2012）に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

重点区域「伏木・吉久地区」を構成する要素のひとつである吉久は、加賀藩の年貢米を収納するため御蔵が設置されたことにより発展し、明治以降は米穀売買や倉庫業によって繁栄した。放生津往来沿いには、当地域特有の切妻造り平入りの真壁造り町家が残り、小矢部川河口部に栄えた在郷町の歴史的風致を良く伝えているとして、令和2年（2020）に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

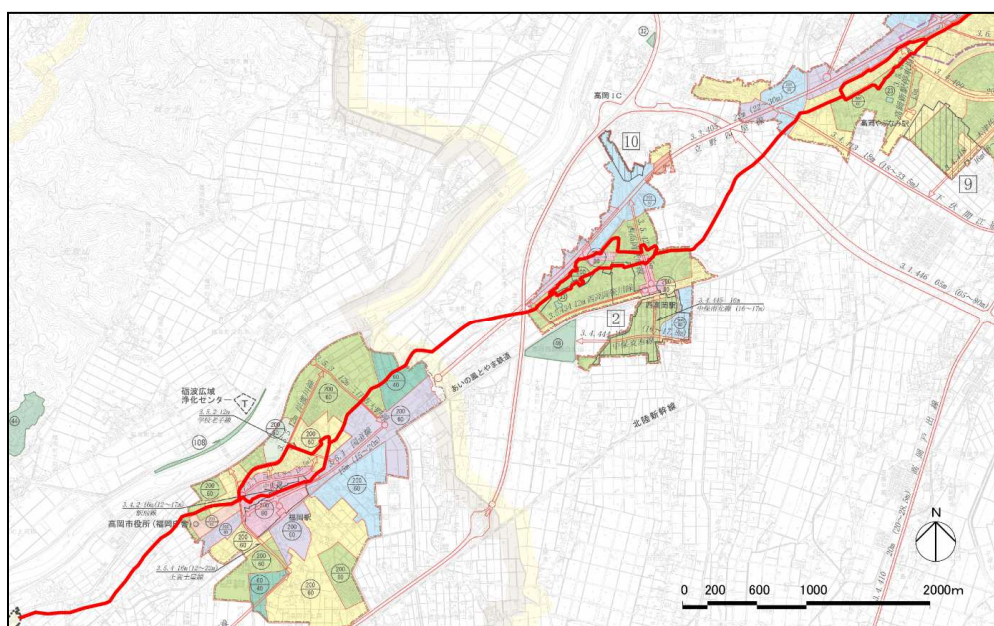
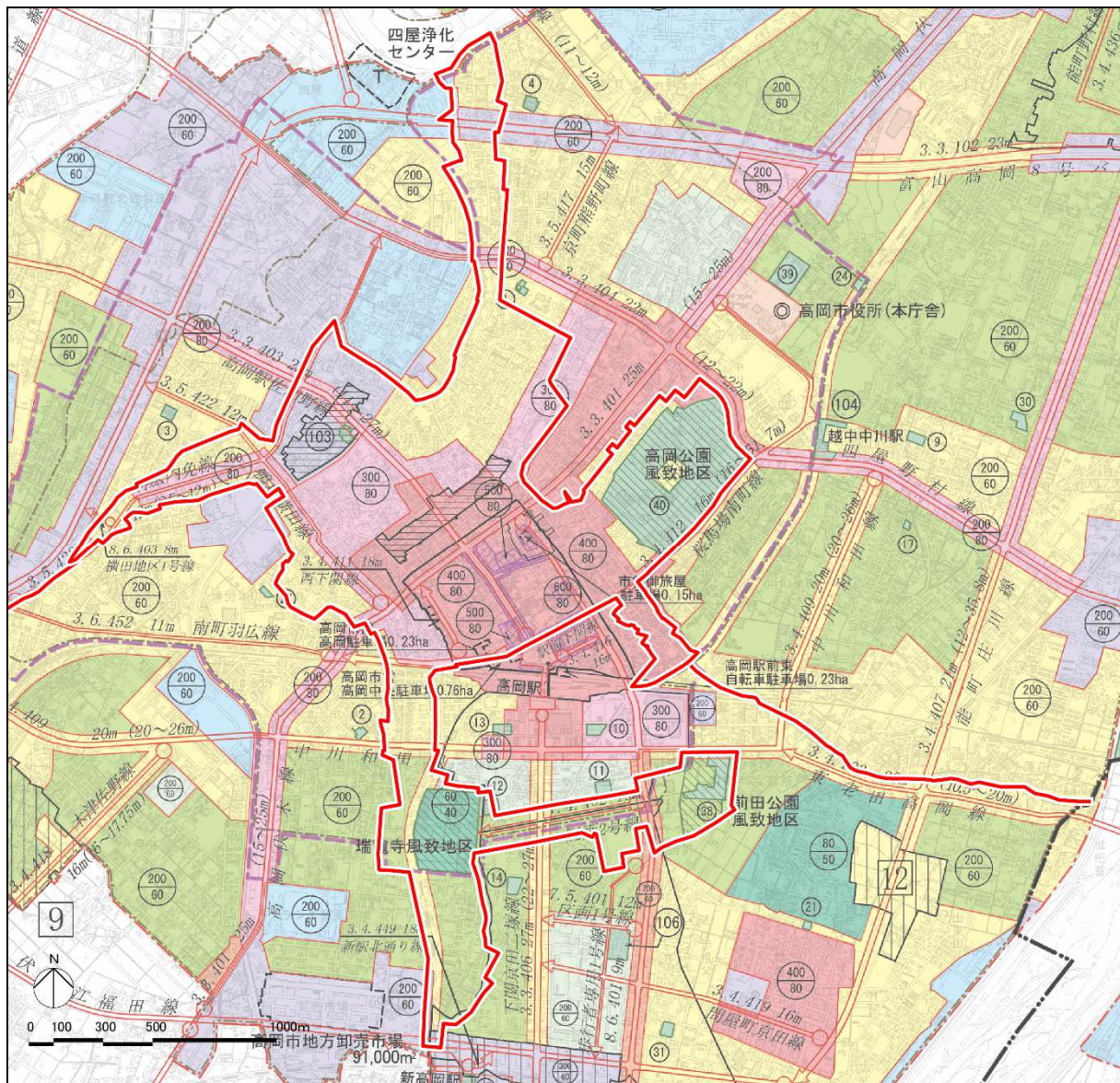
いずれの保存地区も、伝統的建造物の外観維持や地区内の歴史的風致を維持する

ための修景基準及び許可基準を地区ごとに設定・運用し、修理や現状維持、地区内での調和のとれた修景を図ることとしている。

③風致地区

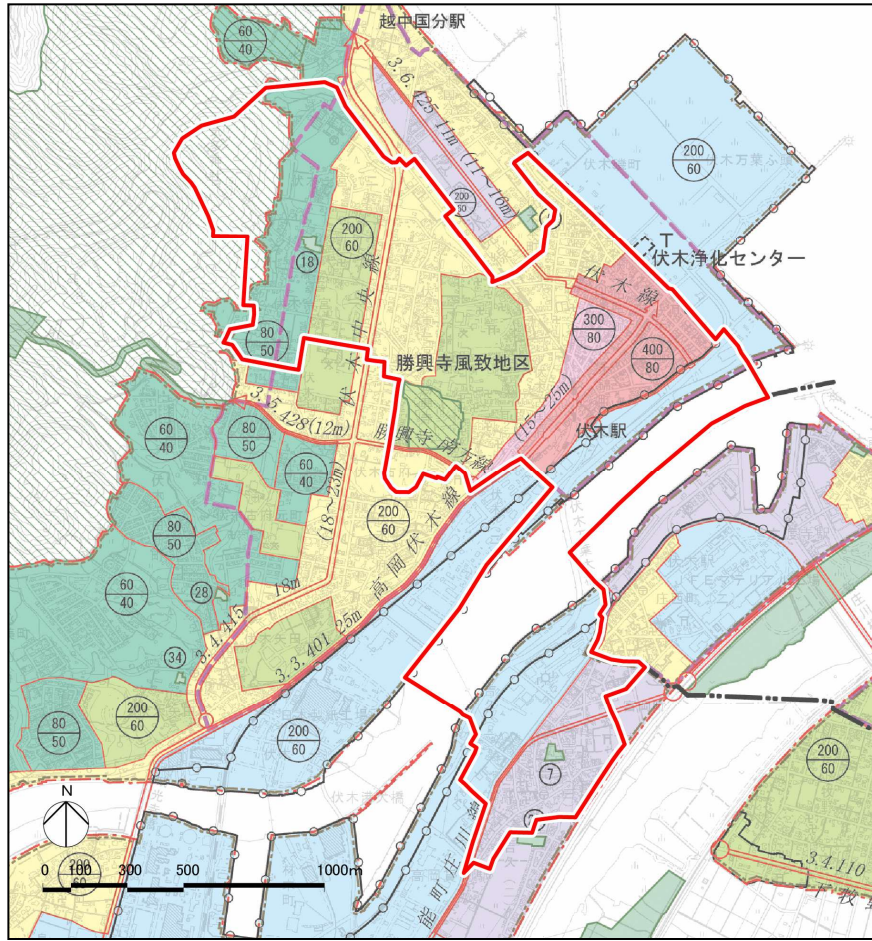
^{しょうこうじ} 勝興寺、^{ずいりゅうじ} 瑞龍寺、^{まえだとしながぼしよ} 前田公園（前田利長墓所）とその周辺及び^{たかおかじょう} 高岡公園（高岡城跡）、^{あとふたがみやま} 二上山の5地区 883.0ha を風致地区に指定しており、今後も都市の自然的景観を維持し樹林地等の保存を図ることによって、良好な市街地環境の維持に努めていく。

また、既存指定地区の拡大等、新たな風致地区の指定に関しても研究していく。

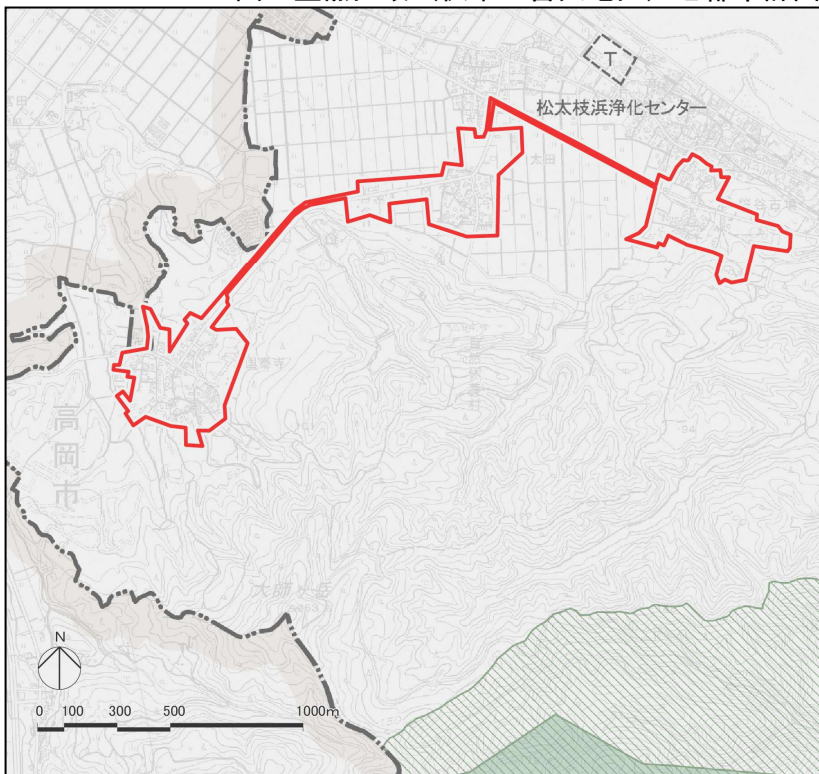


凡 例	
都市計画区域界	高山高岡山麓都市計画区域
区域界	福良都市計画区域
市界	高岡市界
市街化区域界	市街化区域
用途地域	用途地域界
	第1種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	時行列店商業地域
	工業地域
	工業専用地域
防火地域	防火地域
	準防火地域
風致地区	風致地区
副都心地区	副都心地区
都市施設	公園・緑地
	下水道施設・都市計画施設
	公共下水道排水区域
駐車場整備地区	駐車場整備地区
高度利用地区	高度利用地区
土地区画整理事業施行区域	土地区画整理事業施行区域
伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群保存地区
地区計画区域	地区計画区域

図：重点区域（旧高岡町往来地区）と都市計画



図：重点区域（伏木・吉久地区）と都市計画



図：重点区域（太田地区）と都市計画

凡 例	
都市計画区域界	富山高岡広域都市計画区域
区域界	福野都市計画区域
市界	市界
市街化区域界	市街化区域界
用途地域	用途地域
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
市庁舎周辺(特別用途地区)	市庁舎周辺(特別用途地区)
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
防火地域	防火地域
消防防火地域	消防防火地域
風致地区	風致地区
港区	港区
都市施設	都市施設
公園・緑地	公園・緑地
下水道施設・都市計画施設	下水道施設・都市計画施設
公共下水道排水区域	公共下水道排水区域
駐車場整備地区	駐車場整備地区
高度利用地区	高度利用地区
土地区画整理事業施行区域	土地区画整理事業施行区域
伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群保存地区
地区計画区域	地区計画区域

（2）景観計画の活用

①高岡市景観計画の概要

本計画では、市全域を景観計画区域としており、中でも4地域（高岡中心市街地・近世高岡の文化遺産群地域、伏木港～勝興寺・雨晴海岸周辺地域、福岡駅～旧北陸街道・岸渡川沿線地域、新高岡駅周辺地域）については、景観形成に優先的に取り組む地域として設定している。これらの地域においては、それぞれの地域特性に応じ、特に積極的に景観誘導を行うべき地域を景観形成重点地区として指定し、地域固有の景観特性を活かしたきめ細かい景観づくりの基準を定めることとしている。また、景観形成重点地区のバッファゾーンとして景観誘導を行うべき地域は重点景観隣接地区として指定し、バッファゾーンとして必要な基準を定めることとしている。その他に、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行うこととしている。

また、大規模な建築行為等を行う場合は、景観法に基づく事前届出を行い、景観計画に定める景観づくりの基準に適合する必要がある。また、景観形成重点地区として2地区の指定を行っており、それぞれ「池の端通り景観形成重点地区」、「旧北陸街道福岡景観形成重点地区」において建築行為等を行う場合は、事前届出を行い、個別に定められている景観づくりの基準に適合する必要がある。

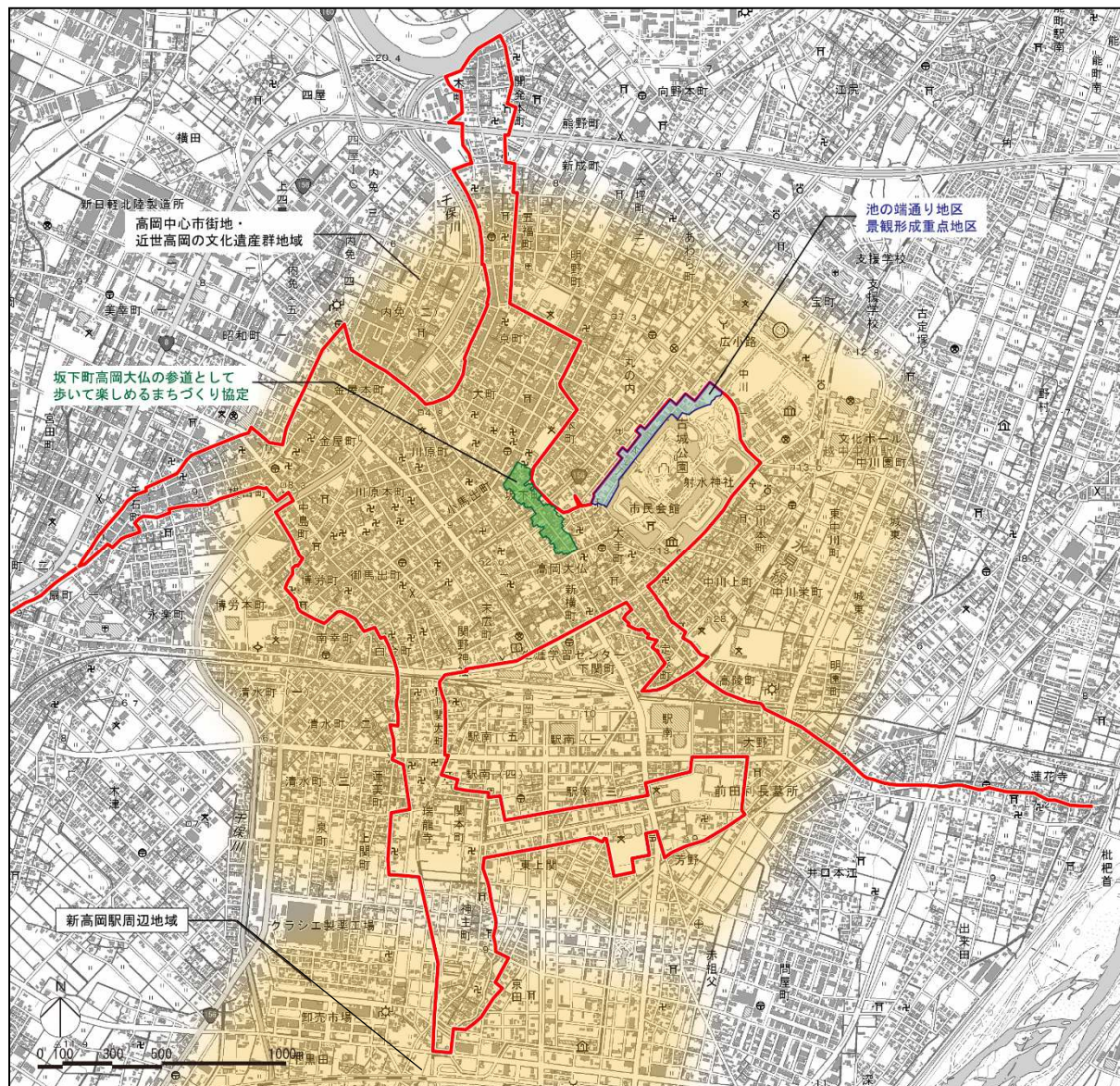
その他、富山県景観条例に基づく景観づくり住民協定として、「坂下町高岡大仏の参道として歩いて楽しめるまちづくり協定」、「勝興寺寺内町通り景観協定」が締結されている。

②重点区域における景観計画の推進

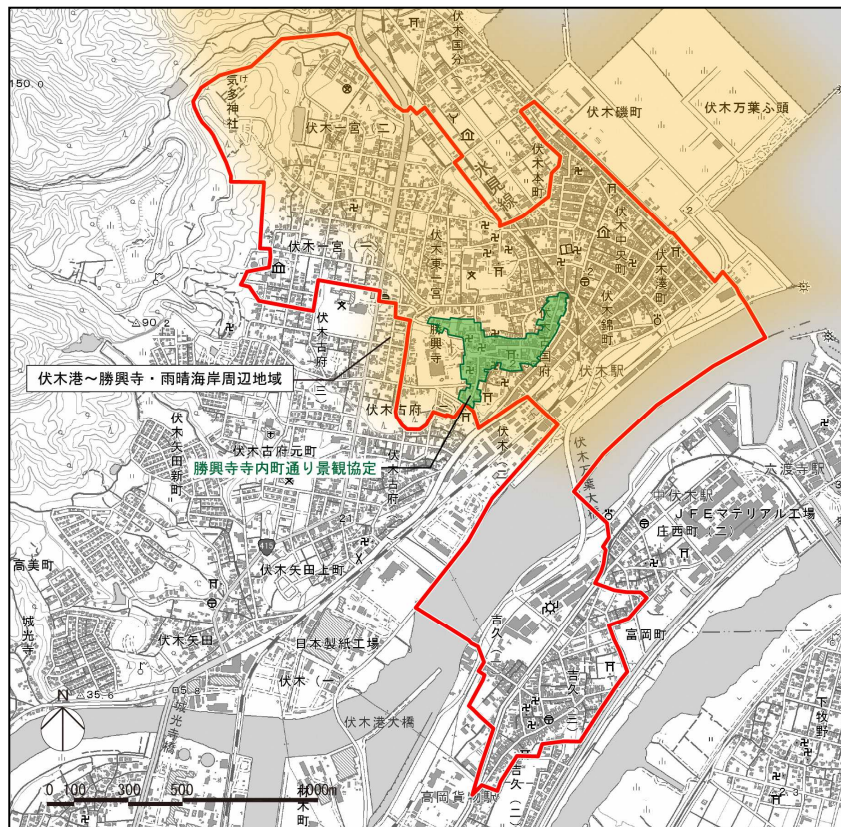
3つの重点区域の地区の特性を活かしたきめ細かい景観づくりの基準を定め、景観形成重点地区に指定する。その際、すでに他法令による同等レベルの地区指定等がされている場合は、景観形成重点地区と同様とみなす。

重点区域内のその他の地域に関しては、景観形成重点地区のバッファゾーンとして色彩基準（マンセル値設定）や高さ基準を定め、重点景観隣接地区に指定する。また、瑞龍寺や山町筋など重要文化財建造物等からの眺望を確保するため、別に眺望景観の規制も検討する。

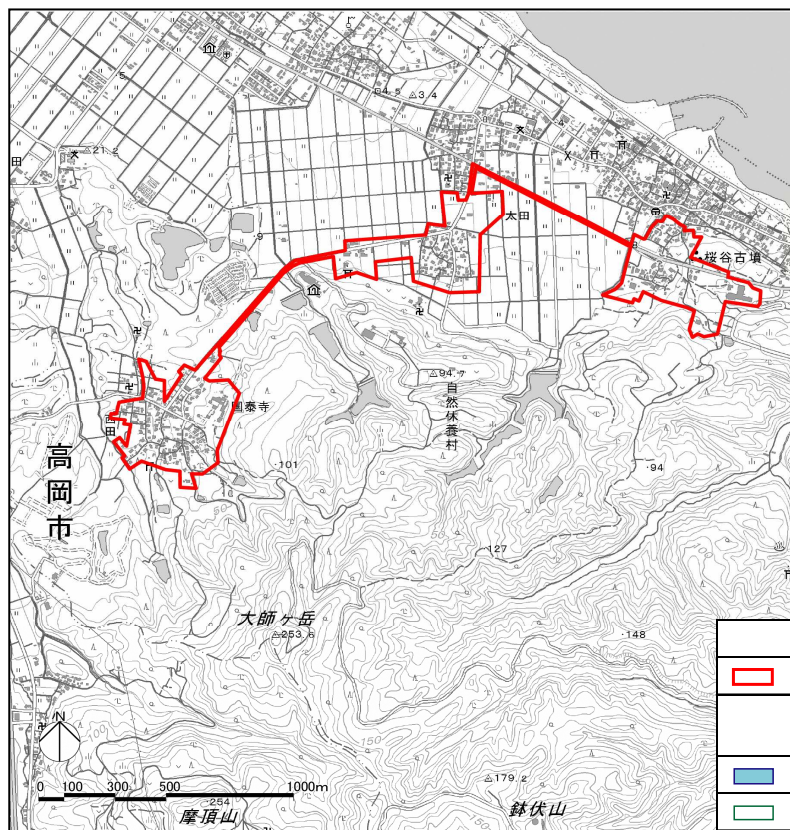
その他には、届出手続き内容のほか、景観計画に定められた景観づくりの基準の背景にある考え方等についてとりまとめた「高岡市景観計画の手引き」の作成に努める。



図：重点区域（旧高岡町往来地区）と景観計画



図：重点区域（伏木・吉久地区）と景観計画



図：重点区域（太田地区）と景観計画

（3）屋外広告物に関する規制

①高岡市における屋外広告物規制の概要

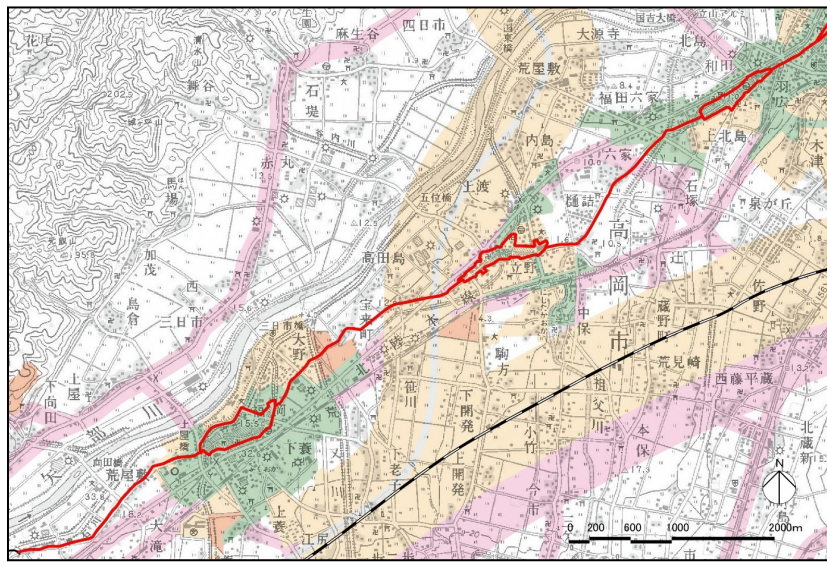
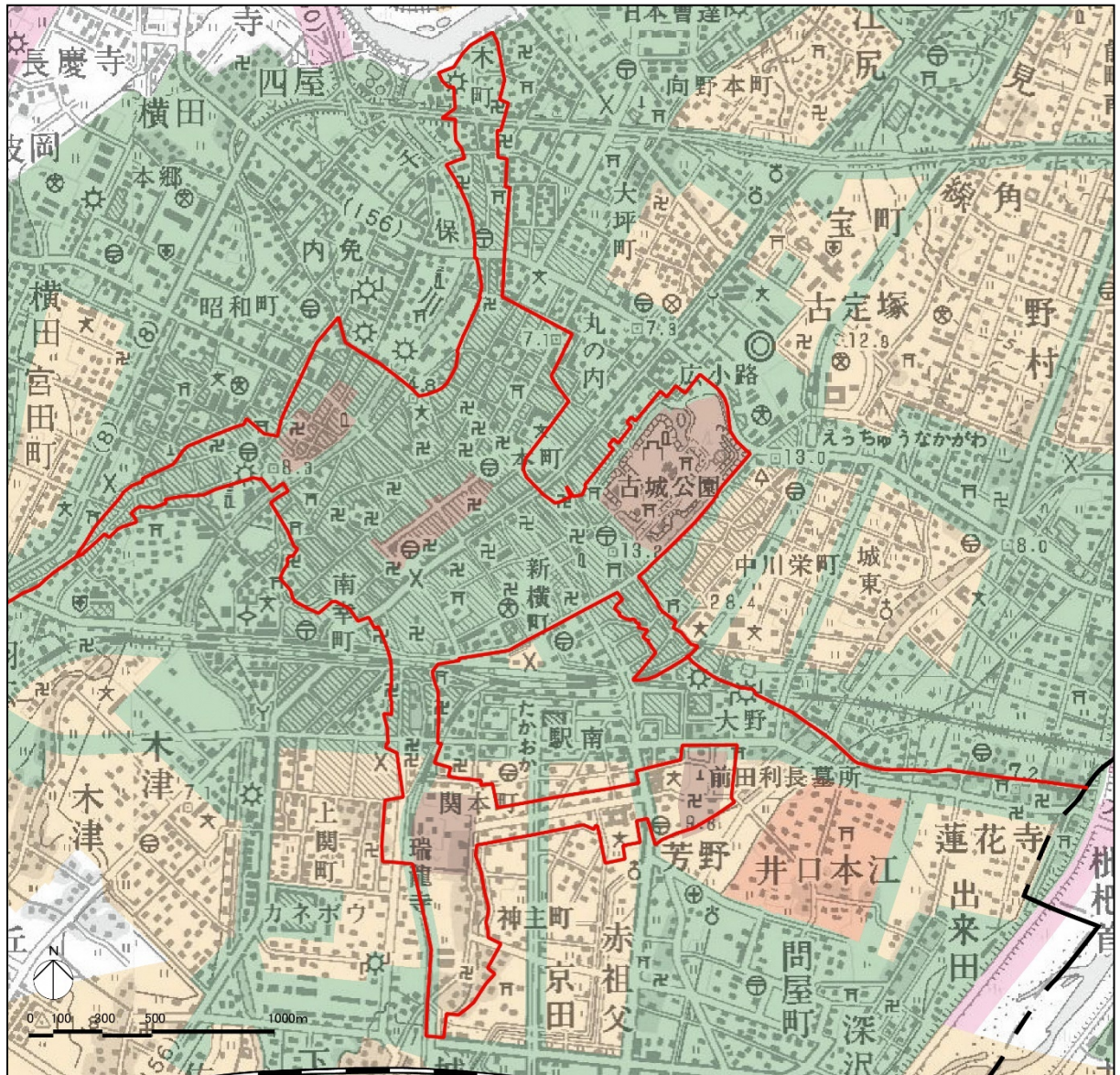
市全域において、昭和39年（1964）制定の「富山県屋外広告物条例」に基づき規制を行っている。平成11年（1999）には、「富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づき高岡市に許可事務等が移譲されている。

この間、許可基準等の大きな見直しは行われていなかったが、①違反広告物が乱立し、規制と現実との乖離^{かいり}があること、②許可基準の設定が古く、大規模な広告物やけばけばしい色彩の広告物を規制できていないこと等の問題点を改善するため、平成22年（2010）7月に大幅な条例改正が行われたところである。改正条例の主なポイントとして、①規制区分の5段階（禁止地域3段階、許可地域2段階）区分、②許可基準全般に渡る見直し（高さ基準の強化）、③総量規制の導入、④色彩規制（高彩度な地色制限）の導入などが挙げられる。

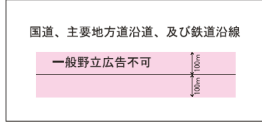
また、平成26年（2014）7月には、新幹線の車窓から眺望できる立山連峰^{たてやま}等の景観を保全するため、新幹線沿線における規制レベルの強化が行われた。

②重点区域における屋外広告物規制の強化

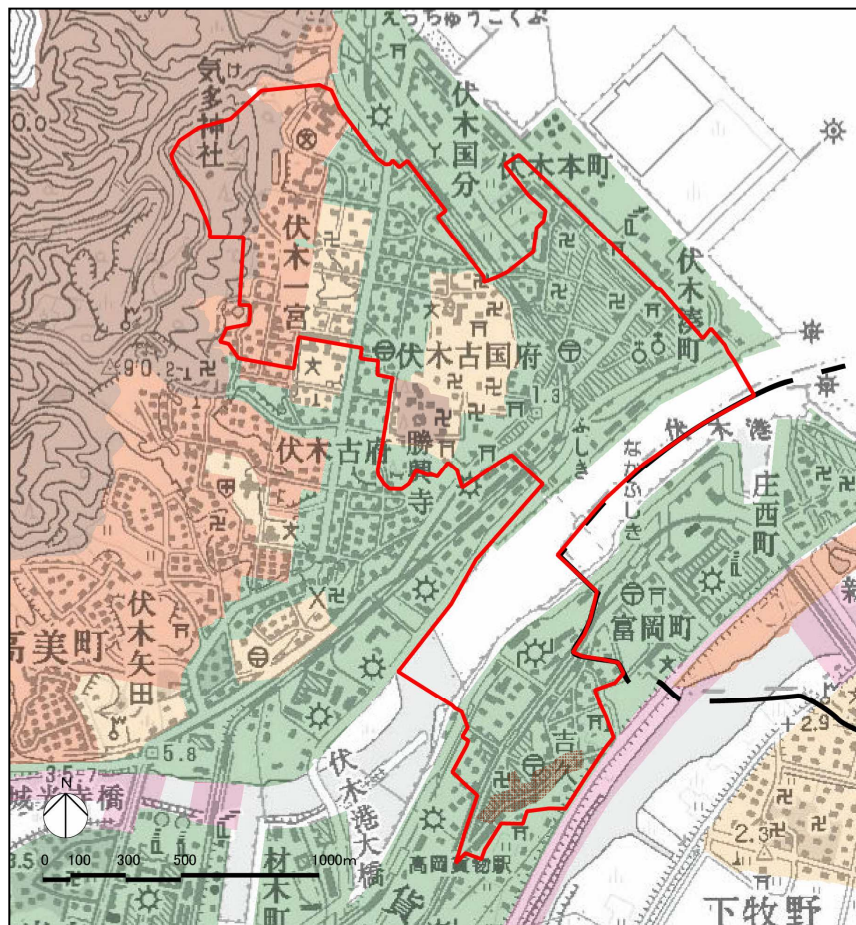
引き続き、富山県条例に基づく違反屋外広告物（主に野立広告）の是正指導等適正化の徹底を図る。



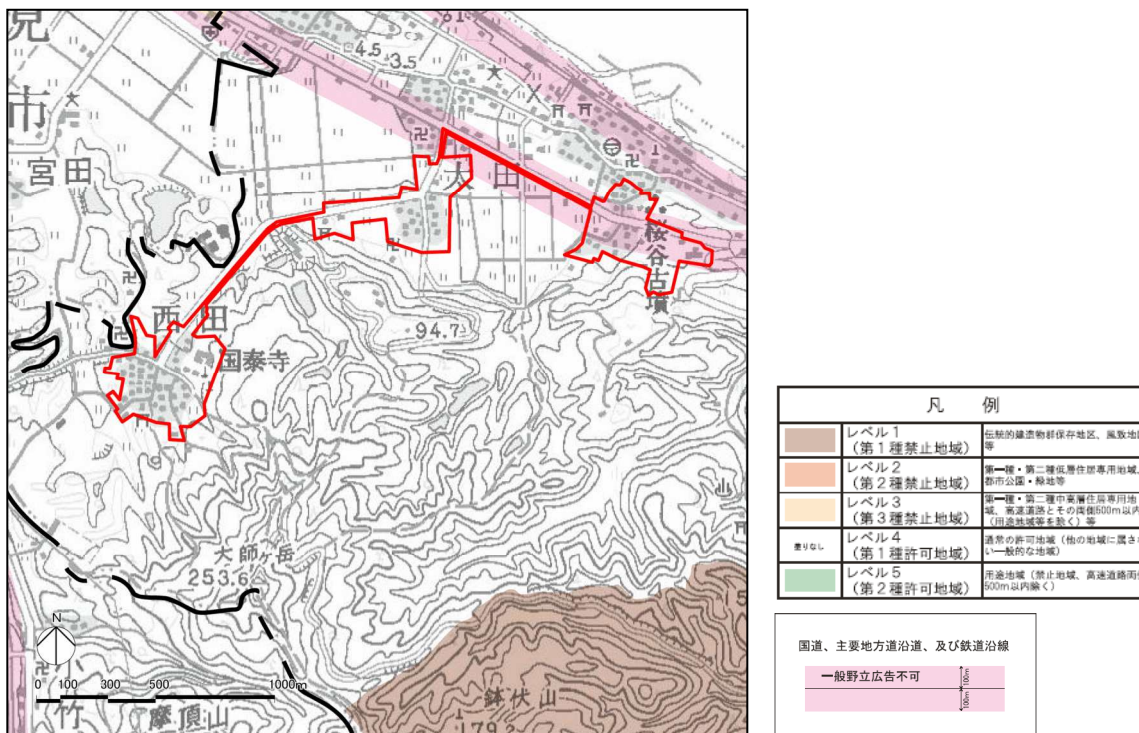
凡 例	
レベル1 (第1種禁止地域)	歴史的建造物群保存地区、風致地区等
レベル2 (第2種禁止地域)	第一種・第二種従居住専用地域、都市公園・緑地等
レベル3 (第3種禁止地域)	第一種・第二種市街住居専用地域、商業地区とその取囲500m以内（用途地域等を除く）等
レベル4 (第1種許可地域)	通常の許可地域（他の地域に属さない一般的な地域）
レベル5 (第2種許可地域)	用途地域（禁止地域、高速道路沿道500m以内線C）



図：重点区域（旧高岡町往来地区）と屋外広告物規制地域図



図：重点区域（伏木・吉久地区）と屋外広告物規制地域図



図：重点区域（太田地区）と屋外広告物規制地域図

（4）高岡農業振興地域整備計画の活用

①高岡市における農業整備計画の概要

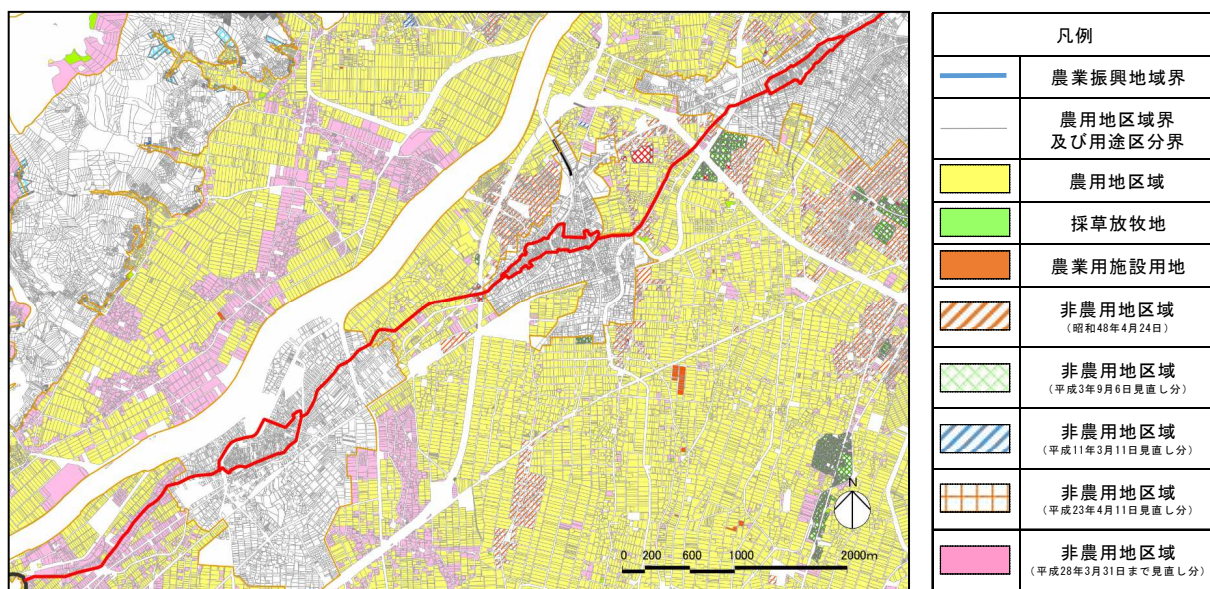
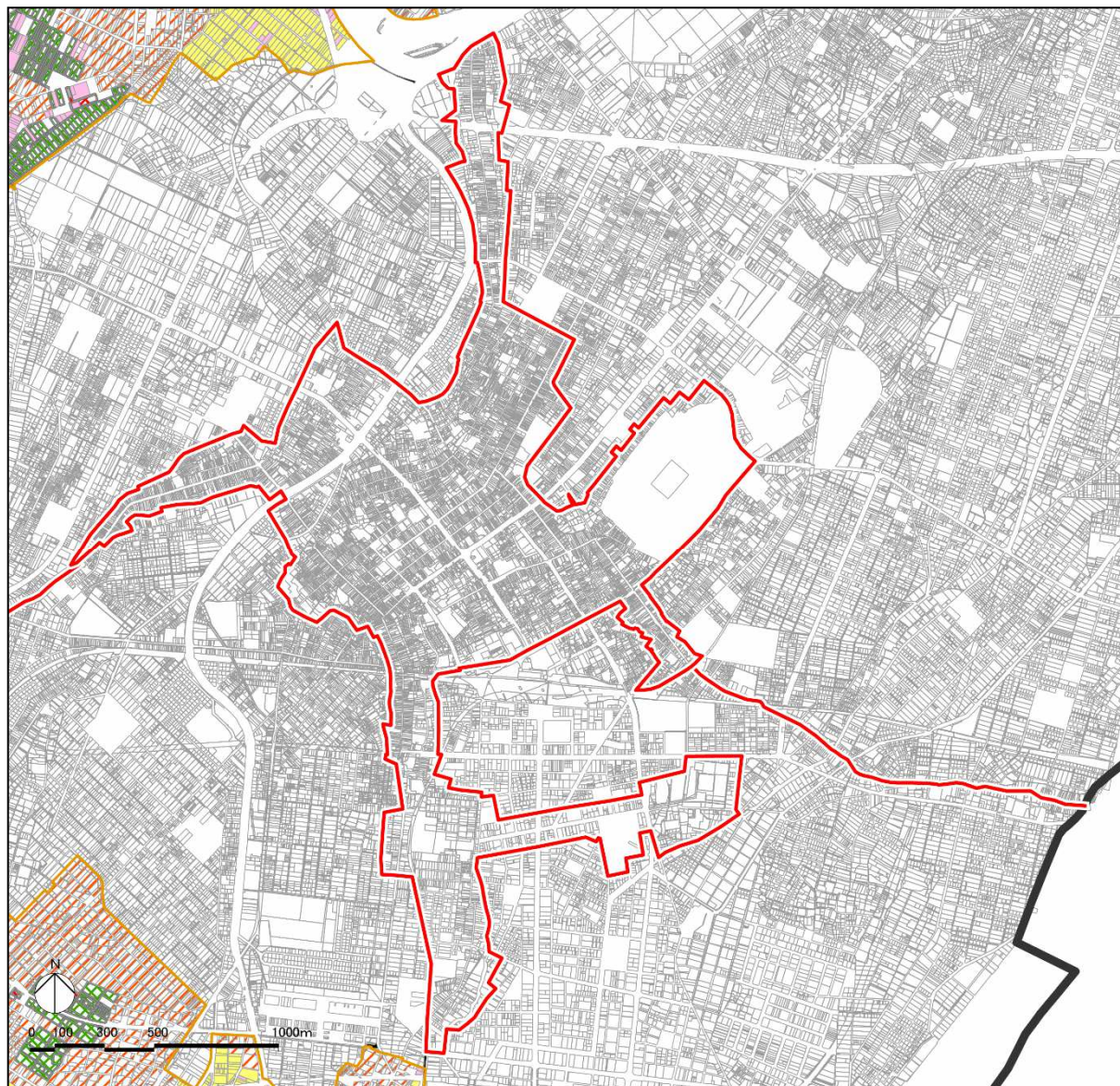
平成17年（2005）11月の当時の高岡市と福岡町ふくおかまちとの合併に伴い、平成18年（2006）4月に「高岡農業振興地域」として指定を受け、同年7月に「高岡農業振興地域整備計画」を策定した。なお、平成23年度（2011年度）には一部見直しを行っている。

本市の農業振興地域の面積は、市街化区域や用途地域などを除く約106㎏²となっているが、そのうち半分近くが農用地区域である。

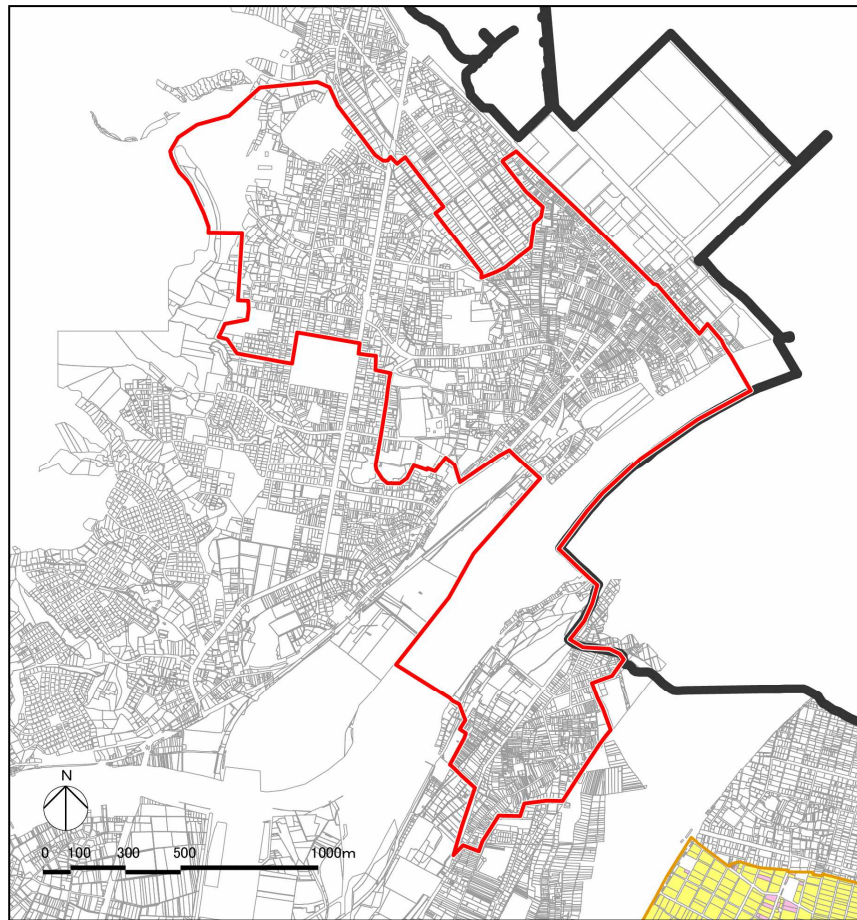
農地は、市民への食糧安定供給の場であるとともに、都市の緑地空間としても重要な役割を有していることから、優良農地の確保とその有効活用を図る必要がある。このため、住宅地や工場用地など都市的利用がされている土地については、土地利用の高度化を図りつつも、農業的土地利用と都市的土地利用の適正な配置により、開発と保全の調和を進めることとする。また、農家と非農家が混在する地区においては、地区の特性に応じた農業生産活動と地域住民の生活環境の向上との調和を目指し、適切な土地利用を図ることにより、農業の活力を維持発展させていくこととする。

②重点区域における高岡農業振興地域整備計画との連携

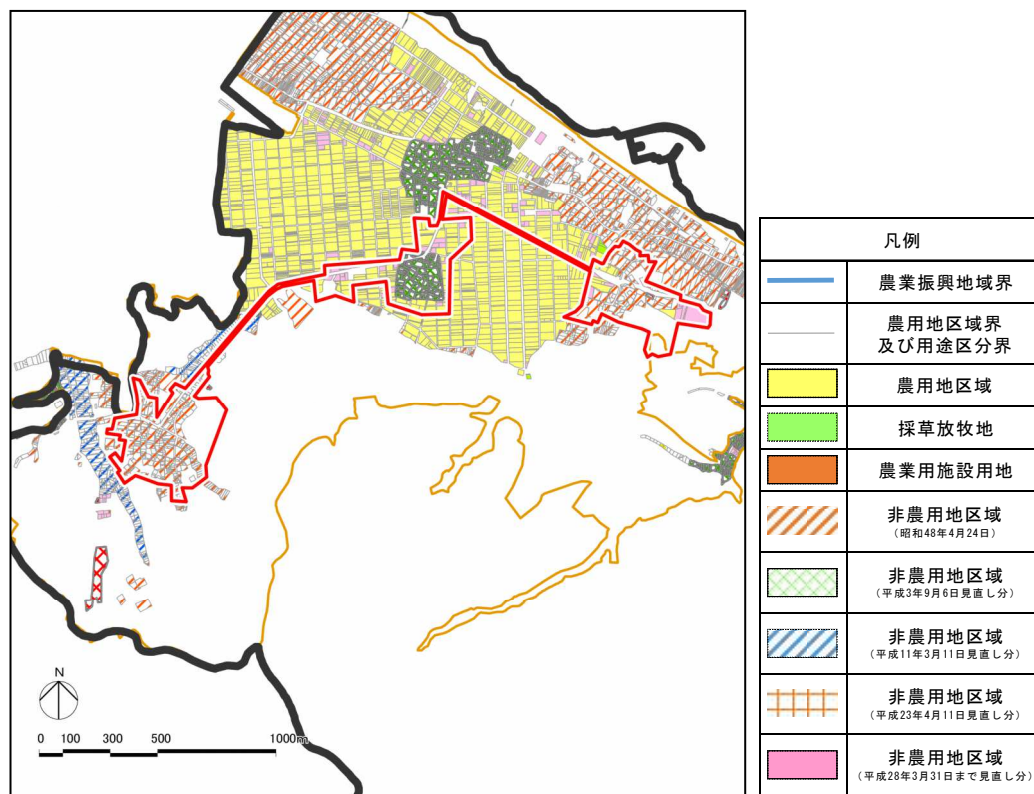
「二上山丘陵ふたがみやまに見る歴史的風致」を形成している太田地区おおたの重点区域内には農用地区域が存在する。太田地区ではコシヒカリを中心とする米が生産されているほか、サツマイモや果樹等も栽培されており、これらの生産力向上と効率化を図るため、農業用機械の導入に取り組んでいる。この区域の農地としての利用を推進しながら、武田家住宅たけじゅうたくをはじめとした歴史的風致の維持向上に努める。



図：重点区域（旧高岡町往来地区）と農業振興地域整備計画図



図：重点区域（伏木・吉久地区）と農業振興地域整備計画図



図：重点区域（太田地区）と農業振興地域整備計画図